

令和6年2月9日

奈良教育大学附属小学校
保護者の皆様

奈良教育大学附属小学校
校長 小谷隆男

「感染症等による臨時休業についての考え方」について

日頃は本校教育にご協力いただきありがとうございます。

さて、先週1月30日～2月1日までの3日間、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染拡大を抑えるため学校閉鎖を実施しました。そのことも踏まえ、本校としての「感染症等による臨時休業についての考え方」（裏面）を整理いたしました。皆様に配布いたしますので、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。

なお、「感染症等による臨時休業についての考え方」はHPにも公開いたします。

● 臨時休業の意義

集団発生が懸念される感染症は、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎などであり、集団の中で感染が広がるケースが多い。数日間、学校の集団活動を中止することにより感染連鎖を一定抑えることができる。

● 臨時休業の範囲と条件（校長判断のめやす）

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医の意見を聞き、学級閉鎖の実施を検討する。
 - ①同一の学級において複数の児童の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）
- 学級閉鎖の期間としては、3～5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校閉鎖】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

● 児童の学びの保障

- 登校後は手洗い、うがい、消毒、換気などに注意し、感染拡大の予防を徹底しながら学習活動を進める。
- 臨時休業が数週間単位で長期に及ぶような状況が起こったときには、夏季休業日等を授業日に置き替えるなど年間授業計画全体を見直すことを検討する。
- 数日程度の臨時休業については、登校後、学習計画を調整して通常授業を行う。その上で、さらに必要があれば補充授業や補習等の実施を検討する。
- 「非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない」という文科省通知を踏まえ、進級・進学等に不利益が生じないように配慮しながら弾力的に対処する。